

令和5年度 事業計画書

I 基本方針

本県の畜産は、恵まれた生産基盤と畜産物の安定した需要に支えられ、県全体の農業産出額の約3割を占めており、資源循環型農業を推進する役割も担いながら、本県農業の基幹部門として重要な役割を果たしている。

しかし、配合飼料価格をはじめとするかつてない高騰や国内における高病原性鳥インフルエンザといった特定家畜伝染病の発生が続く中で、より一層の家畜の損耗防止対策のほか、経営及び生産技術の向上対策や飼料自給率の向上対策など経営の合理化や生産コストの低減に向けた取組が求められている。

このため、協会は、国や県、畜産関連団体との連携を密にし、幅広い視点から総合的な指導体制を充実強化しながら、本県畜産経営の安定と更なる発展のため、次の施策を重点的に実施する。

II 重点項目

1. 経営支援対策

- (1) 畜産経営の安定と生産性向上を図るための生産技術等に関する支援
- (2) 肉用子牛生産者補給金制度の推進
- (3) 肉用牛肥育経営安定交付金制度（通称：牛マルキン）の推進
- (4) 畜産経営の収益性や生産性の向上のための事業の推進
- (5) 自給飼料の生産推進及び耕種農家と連携した堆きゅう肥の利用促進
- (6) 県産畜産物の普及推進及びホームページ等による適時適切な情報の提供

2. 家畜衛生対策

- (1) ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫（EBL）及び牛ウイルス性下痢（BVD）の感染拡大防止、家畜伝染病の発生・流行防止のワクチン接種推進及び家畜防疫互助事業への加入推進
- (2) 死亡牛（96月齢以上等）の円滑な処理及び牛海綿状脳症（BSE）検査の推進
- (3) 産業獣医師の安定確保に向けた修学資金の給付
- (4) 農場HACCP認証の構築等に向けた指導の支援

Ⅲ 事業別計画概要

一般会計

1 経営支援対策

1. 補助事業

(1) 肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業

(機構補助・事業費 8,159,000 円+5,800,000 円)

①制度運営適正化事業

肉用子牛生産者補給金制度に係る業務を適正かつ円滑に実施する。

②指定協会運営体制支援事業

- ・肉用子牛の個体識別、個体登録、販売、保留、異動の確認
- ・家畜市場における肉用子牛の取引情報収集及び農畜産業振興機構への報告

(2) 肉用牛経営安定対策補完事業 (機構補助・事業費 15,930,000 円)

地域経済の活性化に重要な役割を果たしている肉用牛について、繁殖雌牛の増頭や、高齢化等に対応する肉用牛ヘルパー組織の取組に支援する。

①中核的担い手育成増頭推進 (奨励金単価：80,000 円/頭、100,000 円/頭)

②肉用牛ヘルパーの推進 (補助率：1/2)

(3) 地域畜産支援指導等体制強化事業 (地全協補助・事業費 22,920,000 円)

県の支援を受けながら、畜産経営への支援体制を整備し、経営や生産技術の指導のほか、地域畜産の活性化や、馬事普及啓発などに取り組む。

①畜産経営の支援体制の強化を図る事業

- ア 畜産コンサルタント事業実施体制の整備
- イ 畜産経営に対する基盤強化や所得向上のための支援指導
- ウ 若手や女性経営者を主体としたネットワーク作りへの支援

②地域畜産の活性化、安全かつ安定的な食の提供に資するための事業

- ア 家畜畜産物の衛生指導
- イ 農場 HACCP 認証活動に関わる農場 HACCP 指導員の育成
- ウ 県産畜産物 (牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、はちみつ等) の普及啓発を図るための消費者等へ向けた PR や食育等の活動

③馬事普及啓発の推進体制の強化を図る事業

地方競馬の活性化、畜産の普及啓発を図るため畜産フェアの実施

(4) 畜産特別資金等推進指導事業 (中央畜産会補助・事業費 5,080,000 円)

畜産特別資金を必要とする畜産経営の早期把握に努めるとともに、融資機関や借受者に対し、経営改善計画の作成・見直し等の指導助言を行う。

(5) 和子牛生産者臨時経営支援事業 (機構補助・事業費 800,000 円)

和子牛価格が堅調に推移するまでの間、肉用牛生産基盤の安定を図るためのセーフティーネットとして、和子牛の取引価格の平均価格が発動基準価格を下回った場合に、対象となる和子牛に支援交付金を交付する。

2. 受託事業

(1) 肉用牛肥育経営安定交付金制度事業（機構委託・事業費 10,708,000 円）

肉用牛肥育経営の安定化のため、肉用牛肥育経営の収益性が低下した場合に補填金を交付する制度を円滑に推進する。

①事業期間： 令和4年度～令和6年度（第2業対）

②交付条件： 肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合にその差額の9割を上限として交付する。

③契約計画頭数・負担金単価等：

区 分	肉専用種	交雑種	乳用種	計	備 考
契 約 頭 数(頭)	5,900	6,400	11,000	23,300	
1 頭当負担金(円)	16,000	17,000	14,000	-	

(2) 畜産経営支援体制確立事業（県委託・事業費 2,400,000 円）

高度な技術を持つ生産性の高い畜産経営体や主要な担い手を育成するため、畜産経営体の経営・生産技術の高度化に対する支援・指導を行う。

①地域指導相談窓口の設置

②畜産経営体の総合支援指導

③ホームページによる情報提供

(3) 畜産関係団体調整機能強化事業（中央畜産会委託・事業費 2,500,000 円）

経営技術、制度資金等各種相談に応ずる専門家（畜産コンサルタント、畜産クラスターコーディネーター、HACCP指導相談員等）を活用した畜産経営窓口の設置などを行う。

(4) 畜産クラスター全国実態調査事業（中央畜産会委託・事業費 160,000 円）

畜産クラスターの取組推進に係る経営体の指標作成のための調査を行う。

(5) 畜産・酪農収益力強化整備特別対策事業（中央畜産会委託・事業費 3,610,000 円）

畜産農家が生産コストの低減や、畜産物の高付加価値化、新規需要の創出、飼料自給率の向上などを通じた畜産経営の収益性の向上に必要な機械装置をリース方式により導入する事業を円滑に推進する。（機械導入事業）

(6) 畜産経営体生産性向上対策事業（畜産ICT事業）（中央畜産会委託・事業費 153,000 円）

酪農家や肉用牛農家におけるICT等の新技術を活用した省力化機器の導入支援を行う。

(7) 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（楽酪GO事業）

（中央畜産会委託・事業費 638,000 円）

酪農家の労働負担軽減・省力化や飼養管理技術の高度化に必要な機械装置の導入、これと一体的な施設の整備を支援する。

(8) 貸付事業指導等事業（畜産近代化リース協会委託・事業費 364,000 円）

畜産近代化リース事業により整備したトラクターなどの畜産関係機械施設の利用状況調査や指導、新規貸付のためのPRを行う。

- (9) 草地難防除雑草駆除技術実証事業(日本草地畜産種子協会委託・事業費 595,000 円)
農業者団体が、草地の生産性向上のために行う難防除雑草の駆除技術を実証する取組が円滑に行われるよう支援を行う。(補助率: 1/2 以内、上限 17 千円/10a)
事業費 7,383 千円、補助金 2,873 千円、事業予定面積 16,63ha
- (10) 生産基盤拡大加速化事業(肉用牛)(全国肉用牛振興基金協会委託・事業費 1,640,000 円)
牛肉の国内需要の増加と輸出拡大の推進に向け、畜産クラスター計画に基づき、優良な繁殖雌牛を増頭した場合に増頭実績に応じた奨励金を交付する。
- ①対象者: 肉用子牛生産者補給金制度の契約生産者
 - ②奨励金: 飼養頭数 50 頭未満 246 千円、50 頭以上 175 千円
 - ③対象上限: 1 生産者当たり 50 頭を上限

3. 協会単独事業(自主事業)

- (1) 肉用牛肥育経営安定対策推進事業(事業費 4,695,000 円)
肉用牛肥育経営安定対策事業の円滑な推進を図るために事務委託団体に対し、委託事務に要する経費を助成する。
- (2) 畜産振興対策事業(事業費 5,800,000 円)
県内の畜産振興のため、畜産コンサルタントや畜産物の価格安定、肉用牛の高品質化などに向けた取組について、地全協や機構、県の事業と連携して行う。
- (3) 馬事畜産振興対策事業
馬事・畜産の普及啓発を図るため、青森県馬事畜産振興協議会を通じて盛岡競馬場の観戦ツアー並びに畜産フェア(県産畜産物の普及)を開催する。
- (4) 養蜂対策事業
はちみつの品質向上のため、青森県養蜂協会と共催で「はちみつ品評会」を開催する。

特別会計

1. 肉用子牛生産者補給金制度基金会計（機構補助・事業費 10,671,000 円）

肉用子牛の再生産の確保と畜産経営の安定を図るため、肉用子牛の価格が低落し国の定める保証基準価格、合理化目標価格を下回った場合に、その価格差を補てんする補給金を交付する。また、基金管理等の適正な運営を行う。

① 個体登録計画頭数 （単位：頭）

品種区分	黒毛和種	その他肉専用種	乳用種	交雑種	計
計画頭数	6,153	66	2,108	1,778	10,105

② 保証基準価格・合理化目標価格（令和5年度） （単位：円／頭）

品種区分	黒毛和種	褐毛和種	その他肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格	556,000	507,000	325,000	164,000	274,000
合理化目標価格	439,000	400,000	256,000	110,000	216,000

③ 肉用子牛1頭当たりの生産者積立金及び負担区分 （単位：円）

品種区分	生産者積立金	負担区分		
		農畜産業振興機構	青森県	生産者
黒毛和種	1,600	800	400	400
褐毛和種	6,000	3,000	1,500	1,500
その他肉専用種	18,800	9,400	4,700	4,700
乳用種	6,800	3,400	1,700	1,700
乳交雑種	3,200	1,600	800	800

2. 肉用牛肥育経営安定交付金制度（生産者積立金・事業費 350,400,000 円）

肉用肥育経営安定交付金制度の積立金管理者として基金管理等の適正な運営を行う。

契約計画頭数・負担金単価等：（令和5年度単価）

区分	肉専用種	交雑種	乳用種	計	備考
契約頭数(頭)	5,900	6,400	11,000	23,300	
1頭当負担金(円)	17,000 (16,000)	19,000 (17,000)	19,000 (14,000)	- -	(令和5年度)

2 家畜衛生対策

1. 補助事業

(1) 家畜生産農場衛生対策事業（国補助・事業費 8,445,000 円）

生産農場における疾病の清浄化や発生予防対策、生産農場における飼養衛生管理の向上等、生産者による自主的な疾病対策を支援する。

①疾病清浄化支援対策

ア ヨーネ病対策

本病の清浄化に向けた患畜同居牛等の自主淘汰の促進（助成額：評価額×2/3）

イ 牛伝染性リンパ腫（E B L）対策

本病の感染拡大防止のための抗体等検査及び農場等の吸血昆虫の防除の促進

ウ 牛ウイルス性下痢（B V D）対策

本病のまん延防止や早期清浄化に向けた抗体検査及び自主淘汰の促進

②農場飼養衛生管理強化対策

生産農場における飼養衛生管理の向上に向けた獣医師による衛生管理指導の推進

(2) 牛疾病検査円滑化推進対策事業（国補助・事業費 4,035,000 円）

牛海綿状脳症（B S E）の的確な浸潤状況を把握し効果的な対策を行うため、死亡牛（96 月齢以上及び 48 月齢以上の起立不能牛等）について、適切な管理・輸送の促進や死亡牛の適正な処理を支援する。

・死亡牛の管理促進費、輸送促進費及び化製処理費の補助

(3) 獣医師養成確保修学資金給付事業（国補助・事業費 1,210,000 円）

本県の家畜防疫体制の強化を図るため、産業獣医師の安定的確保に向けた獣医師養成確保修学資金を給付する。（継続 1 名）

(4) 家畜防疫・衛生指導対策事業（中央畜産会助成・事業費 5,340,000 円）

家畜伝染病の発生予防・まん延防止等を確実に効果的なものとするため、地域における自衛防疫活動を推進する。また、家畜畜産物の安全性を確保するために重要な農場 HACCP 認証に必要な取組を推進する。

①地域自衛防疫推進事業（防疫演習等の実施）

②地域農場 HACCP 認証支援事業

(5) 野生獣衛生対策促進事業（家畜衛生対策推進協議会助成・事業費 945,000 円）

全国的な野生獣（シカ、イノシシ）の増加を踏まえ、地域の畜産及び野生獣関係機関、団体等との連携を図り、効果的な衛生実態調査の検討を行う協議会等を開催する。また、猟友会等との協力により捕獲した野生獣からの検査材料の採取・検査による衛生実態調査を行う。

2. 受託事業

(1) 地域養豚生産衛生向上対策支援事業（中央畜産会助成・事業費 11,880,000 円）

地域一体となり、飼養衛生管理基準に基づき疾病の発生低減と清浄化を図るため、定期的に疾病検査を実施するほか農場内の生産性を阻害する原因の解析や効果的な疾病対策を検討するため推進会議と講習会を開催する。

(2) 馬飼養衛生管理特別対策事業（中央畜産会委託・事業費 1,190,000円）

県内における競走馬を除く馬（農用、肥育、乗用等）について、馬の生産、流通の広域化等により伝染性疾患の侵入、流行の危険性が大きいことから、衛生管理の向上のため、飼養衛生に関する講習会の開催や、基礎調査等を実施する。

(3) 馬伝染性疾患防疫推進対策事業（中央畜産会委託・事業費 6,306,000円）

①競馬開催に大きな影響を及ぼす競走馬以外の乗用馬、農用馬等へ馬インフルエンザの予防接種や、馬生産地での経済的被害の大きい馬鼻肺炎の発生防止のため予防接種を推進する。

区分	馬インフルエンザ	馬鼻肺炎(生)	備考
計画頭数	170	250	

②育成馬等予防接種推進事業（中央畜産会委託）

馬の生産地における伝染性疾患の発生・流行防止のため、競走用育成馬等について組織的に予防接種を実施する。

区分	馬インフル・脳炎・破傷風（3種混）	馬インフルエンザ	備考
計画頭数	320	40	

(4) 家畜防疫互助基金支援事業（中央畜産会委託・事業費 2,720,000円）

豚熱(CSF)及び口蹄疫等の海外悪性伝染病が発生した場合に備え、発生農場が経営再開までに必要な経費を生産者が相互に支援を行うための互助基金制度への加入を推進する。

①対象伝染病： 口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚熱(ASF)、豚熱(CSF)

②互助金交付：

ア 経営支援互助金（事業参加者が経営を再開する場合に計画に基づき導入が完了するまでの空舎部分の固定経費を支援する。）

イ 焼却・埋却互助金（殺処分した家畜を事業参加者が負担した焼却、埋却又は化製処理した費用を支援する。）

3. 協会単独事業（自主事業）

(1) 自衛防疫強化対策事業（事業費 600,000円）

最近における家畜の飼養衛生の実態を踏まえ、自衛防疫体制の確立と自衛防疫事業を効率的に推進する。

①推進会議開催（県推進会議、地区推進会議）

②指定獣医師打合会議

(2) 自主防疫推進事業（予防接種事業・事業費 56,106,000円）（その他事業）

家畜伝染病の発生・流行を防止するため、国・県の指導のもとに、生産者・市町村関係団体及び地区家畜衛生推進協議会による防疫体制を強化しながら、指定獣医師による家畜伝染病予防接種事業を円滑に推進する。

○予防接種事業の種類・計画

(単位：頭、羽)

種 類		計 画	種 類		計 画
牛	牛 ア カ バ ネ 病	5,890	豚	豚 丹 毒 (不 50ml)	6,000
	牛伝染性鼻気管炎 5 種混(生)	8,940		日 本 脳 炎 (生)	400
	牛伝染性鼻気管炎 6 種混(生・不)	1,195		日本脳炎・豚パルボ混合 (生)	300
	牛ヘモフィルス感染症	8,940	馬	馬インフル・脳炎・破傷風(混)	120
	牛クロストリジウム感染症(5 種混)	5,000		馬インフルエンザ (不)	30
	牛 下 痢 5 種 混 合	95		日 本 脳 炎 (不)	50
豚	豚 丹 毒 (生 20ml)	15,700	鶏	ニューカッスル病・IB(混)	116,000
	豚 丹 毒 (生 50ml)	17,000			

(3) 総合指導事業 (事業費 960,000 円)

家畜の疾病が複雑多様化していることから、地域で抱えている家畜衛生対策の課題解決に必要な事業への助成や、指定獣医師の技術向上等の取組を行う。

- ①研修事業に対する支援
- ②家畜防疫地域活性化促進事業に対する支援
- ③家畜衛生功労者表彰
- ④予防接種事業に係る事故対策

(4) 自衛防疫指導事業 (事業費 3,783,000 円)

寄託金を財源として、地区家畜衛生推進協議会が行う自衛防疫関連事業及び研修広報事業等を円滑に推進する。(東青、三八、上十三、むつ、津軽)

(5) 家畜防疫互助推進事業 (事業費 230,000 円)

家畜防疫互助基金支援事業の補完事務を行い事業を円滑に推進する。

(6) 死亡牛処理管理促進事業 (事業費 1,500,000 円)

死亡牛処理に係る産業廃棄物処理票 (マニフェスト) の保管・管理等を適正化を行うことにより、死亡牛処理を円滑に推進する。

- ①死亡牛の産業廃棄物処理票の保管管理の促進
- ②死亡牛の産業廃棄物処理票の交付等状況報告書の取りまとめ

付 表

1. 自主防疫推進事業（令和5年度）

(1) 家畜伝染病予防接種の計画頭羽数

(単位：頭、羽)

予防接種事業		4年度 計画頭数	5年度 計画頭数	地区協議会別計画頭数				
				東 青	三 八	上十三	む つ	津 軽
(1) 補助等事業								
馬	馬インフル・脳炎・破傷風(混)	350	320	} 協会直接事業				
	馬インフルエンザ(不)	50	40					
	日本脳炎(不)	10	(終了)					
	馬鼻肺炎(生)	250	250					
	馬インフルエンザ(不・自衛防)	170	170					
(2) 協会事業								
牛	牛アカバネ病	6,500	5,890	140	1,300	3,000	950	500
	牛伝染性鼻気管炎5種混(生)	10,550	8,940	140	1,800	5,000	1,400	600
	牛伝染性鼻気管炎6種混(生・不)	155	1,195	65		1,000	100	30
	牛ヘモフィルス感染症	9,090	8,940	140	1,800	5,000	1,400	600
	牛クロストリジウム感染症(5種混)	5,450	5,000	200	700	2,500	1,100	500
	牛下痢5種混合(不)	95	95	65				30
豚	豚丹毒(生20ml)	19,700	15,700		700	15,000		
	豚丹毒(生50ml)	17,000	17,000		12,000	5,000		
	豚丹毒(不50ml)	6,000	6,000		6,000			
	日本脳炎(生)	500	400			400		
	日本脳炎・豚パルボ混合(生)	200	300			300		
馬	馬インフル・流脳・破傷風(混)	110	120	} 協会直接事業				
	馬インフルエンザ(不)	15	30					
	日本脳炎(不)	45	50					
鶏	ニューカッスル病・IB(混)	116,000	116,000	2,000				114,000

(2) 家畜伝染病の予防接種手数料一覧表 (令和5年度)

(単位：円/頭・羽)

予防接種事業		予防接種手数料	備 考
(1) 補助等事業			
馬	馬インフル・脳炎・破傷風(混)	3,400	
	馬インフルエンザ(不)	2,550	
	馬鼻肺炎(生)	7,210	
	馬インフルエンザ(不・自衛防)	1,370	
(2) 協会事業			
牛	牛アカバネ病	2,350	
	牛伝染性鼻気管炎5種混(生)	2,230	
	牛伝染性鼻気管炎6種混(生・不)	2,600	製品名：キャトルウィン-6
	牛ヘモフィルス感染症	1,450	
	牛クロストリジウム感染症(5種混)	1,820	製品名：キャトルウィン-CL(クロスト)5
	牛下痢5種混合	2,600	
豚	豚丹毒(生20ml)	195	
	豚丹毒(生50ml)	190	
	豚丹毒(不50ml)	205	
	日本脳炎(生)	595	
	日本脳炎・豚パルボ混合(生)	1,150	
馬	馬インフル・脳炎・破傷風(混)	6,450	補助等対象外
	馬インフルエンザ(不)	4,620	補助等対象外
	日本脳炎(不)	1,510	補助等対象外
	馬鼻肺炎(生)	13,210	補助等対象外
鶏	ニューカッスル病・IB(混)	2.1	

注：①手数料は、消費税を含む1頭(羽)当たりの生産者負担額。

②距離が遠い場合や頭数が少ない場合には、別に往診料の負担をお願いする場合があります。